

ライフデザインホームページ掲載動画及び記事作成業務委託仕様書

1 業務名

ライフデザインホームページ掲載動画及び記事作成業務

2 目的

少子化の流れに歯止めがかからない中で、若い世代が自身の将来設計を描き、県内で生活を送るイメージをもってもらうことは重要である。

令和5年に実施した「結婚、出産、子育てに関する県民意識調査」によると、高校生の「理想の年齢よりも遅くなりそう」と「結婚できないかもしれない」といった結婚の希望が実現できない理由について、「自分の生き方と結婚を両立できそうにない」という回答が25%を超えており、また、結婚資金や結婚後の所得、就業の不安を抱えていることがわかる。

このことから、高校生や大学生といった若い世代が、ライフプラン全体の中で、仕事と結婚、家庭の在り方について理解を深め、自らが希望し選択する将来設計について考えるきっかけをつくることで、結婚や子育てに関する前向きな意識の醸成を図ることを目的とする。

3 業務の契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 経費の上限

4,837,277円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務の概要

- (1) ライフデザインホームページ掲載動画の企画・作成業務
- (2) ライフデザインホームページ掲載記事の企画・作成業務
- (3) その他独自提案業務

6 業務の内容

- (1) ライフデザインホームページ掲載動画の企画・作成業務

ア 動画の企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、県と協議のうえ内容を決定すること。

また、動画の構成（シナリオ）を作成すること。

イ 取材・撮影

シナリオに基づき、動画の作成に必要な取材、撮影を行うこと。

ウ 編集

映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集を行い、完

成までに少なくとも3回の内容及び修正指示の機会を設けること。

エ 内容

(ア) 高校生や大学生・若手社会人向けに、様々な人生の選択肢を伝え、将来設計を考えるきっかけとなる動画を合計6本以上作成すること。

(内訳)

- ・多様なロールモデルのライフストーリーを紹介する5～15分程度の動画(以下、「個別動画」)を5本以上作成すること。なお、ロールモデルの現在の生活に対する幸福感が伝わり、視聴者が、自身のライフイベントを想像するきっかけとなる内容とすること。
- ・上記の動画に加えて、ライフステージごとに、様々な将来の選択肢を紹介する10～20分程度の動画を1本以上作成すること。なお、県が実施するライフデザイン講座の他、県内高等学校・大学・専門学校等で実施する授業や、企業・自治体が発行する研修等(以下、授業や研修等)で利用することを想定し、就職、結婚、妊娠・出産、子育て、働き方等に関する各種統計データの紹介など必要な知識や情報を総合的に習得できる内容とすること。

(イ) 就職、結婚、妊娠・出産、子育て、働き方等のライフイベントを網羅すること。なお、個別動画については、各動画をあわせて網羅すればよい。

(ウ) 結婚や妊娠・出産、子育ては、個人の考え方や価値観、個人の自由な選択が尊重されるものであることを前提とした内容とすること。

(エ) 出演者、協力者等に関する出演交渉を行うとともに肖像権及び著作権(音楽を含む)に係る調整を行い、授業・研修等での二次利用について同意を得ること。また、出演料・使用料等が生じる場合は業務委託料の範囲で受託者が支払うこと。

(2) ライフデザインホームページ掲載記事の企画・作成業務

ア 記事の企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、県と協議のうえ内容を決定すること。

イ 取材・撮影

記事の作成に必要な取材、撮影を行うこと。

ウ 記事の作成

完成までに少なくとも3回の内容及び修正指示の機会を設けること。

エ 内容

(ア) 高校生や大学生、若手社会人向けに、様々なライフストーリーを伝え、将来設計を考えるきっかけとなる記事を5本以上作成すること。

(イ) ロールモデルのライフイベントやそこに至った経緯が具体的に分かり、読者が、自らの人生と照らし合わせて将来の人生設計を考えられるよ

うな内容とすること。

- (ウ) 就職、結婚、妊娠・出産、子育て、働き方等のライフイベントを網羅すること。なお、5本の記事をあわせて網羅すればよい。
- (エ) 結婚や妊娠・出産、子育ては、個人の考え方や価値観、個人の自由な選択が尊重されるものであることを前提とした内容とすること。
- (オ) 別途県が実施するライフデザイン講座の他、県内高等学校・大学・専門学校等で実施する授業や、企業・自治体が実施する研修等（以下、授業や研修等）で利用できるような必要な知識や情報を総合的に習得できる記事にすること。
- (カ) 文字数は5,000～10,000字程度とすること。
- (キ) 出演者、協力者等に関する出演交渉を行うとともに肖像権及び著作権（音楽を含む）に係る調整を行い、授業・研修等での二次利用について同意を得ること。また、出演料・使用料等が生じる場合は業務委託料の範囲で受託者が支払うこと。

(3) その他独自提案業務

上記（1）及び（2）に関連し、事業の目的を達成するために有効な業務提案があれば、「独自提案業務」として企画提案書に盛り込むこと。

7 成果品

令和8年11月20日（金）までに県に納品すること。なお、動画はYoutubeへ掲載することを想定し、MP4形式でDVD1枚及びデータ納品すること。記事は、テキストファイルなどでデータ納品すること。また、画像はJPEG・JPG形式若しくはPNG形式でデータで納品することとし、1つのファイルが50MBを超えないようにすること。

8 注意事項

- (1) 本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行できる可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する責任者及び進行管理者をおくこと。
- (2) ライフデザインホームページは、県が別途、委託のうえ、県ホームページのサブサイトとして作成し、本事業における成果物は、CMSを用いて県が掲載する。なお、掲載イメージの整合を図る必要がある場合など、必要に応じてライフデザインホームページの作成に係る委託事業者と調整し、動画及び記事の作成を行うこと。
- (3) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、すべて県に帰属するものとする。また、二次利用できることを原則とする。
- (4) 第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者において必要な権利処理を行うこと。なお、受託者は、岡山県に著作権を譲渡し

た著作物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を一切行使しないものとする。

- (4) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的 以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (5) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- (6) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、その都度発注者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (7) この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者双方で別途協議するものとする。